

令和2年度 経営者・管理職対象セミナー

「同一労働・同一賃金導入WEBセミナー（録画配信）」

～ 人材確保につながる魅力ある職場づくりのために ～

【開催要領】

1 趣 旨

「働き方改革関連法」により、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差が禁止される「同一労働・同一賃金」の導入が始まり、来年4月からは、中小企業にも適用されることで多くの福祉・介護事業所でも実施に向けて、準備が必要となります。

福祉・介護業界でも、多様な働き方の職員の雇用が増える中、「同一労働・同一賃金」での取り組みをきっかけに、職場環境や待遇を見直し「魅力ある職場づくり」を行うことは、職員一人ひとりの仕事のモチベーションを高め、人材確保にもつながります。

本セミナーでは、法の目的を理解し、対象となる職員や待遇状況の確認手順、留意点について、具体的な事例を交えながら学ぶことで、法の施行に備えます。

- 2 主 催 広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会（広島県社会福祉協議会）
- 3 共 催 広島県社会福祉法人経営者協議会、広島県社会福祉法人経営青年会
（予定） 広島県老人福祉施設連盟、広島県社会福祉協議会 社会福祉研修センター
- 4 日 時 ~~【ライブ配信】令和2年9月30日（水）14時00分～16時00分~~
~~※定員に達したため、募集終了しました~~
【録画配信】令和2年10月14日（水）14時00分～16時00分
※9月30日実施講義の録画配信です。
- 5 開催方法 WEB会議システム「Zoom」
- 6 対 象 県内福祉・介護事業所の経営者、管理職（施設長等）、中間管理者
- 7 内 容 講 義
- （1）「働き方改革関連法」施行で事業主に求められていること
 - （2）不合理な待遇差を点検・検討する枠組みおよび留意点
 - （3）具体的な点検・検討手順
 - （4）魅力ある職場づくりへの改善事例
- 【講 師】 松田 さとえ（社会保険労務士・中小企業診断士）

講師紹介

専門学校受験予備校、総合広告代理店、営業事務などを経て、平成11年に松田社会保険労務士事務所を開設し、（平成16年より松田社会保険労務士・中小企業診断士事務所へ名称変更）社会保険労務士業務や周辺業務に加えて講師業務、企業研修などを行う。

（資格等）

行政書士・特定社会保険労務士・中小企業診断士・MBA取得・FP技能士・メンタルヘルスマネジメント検定Ⅱ種など多数。

8 定 員 90人 (先着)

9 参加費 無 料

10 参加申込

(1) 申込方法

「ふくし・かいごネットひろしま」のホームページのトップページ「news」の「同一労働・同一賃金セミナー」内の専用申込フォームまたはQRコードから申込をしてください。

【 参加申込みフォーム 】

<https://req.qubo.jp/fukushi-jinzai/form/roudou1014>



(2) 受付締切日

令和2年10月7日(水)

※定員に達した場合は、期間内でも受付を終了する場合があります。

11 参加方法

(1) セミナーでは、WEB会議システム「Zoom」を使用します。インターネット、メールが使用できるパソコン、タブレット、スマートフォンのいずれかのご準備をお願いします。

※資料を見ながら研修を進めますので、パソコンでの受講を推奨します

(2) お申し込み時に入力いただいたメールアドレスに、10月2日(金)に参加用URLとパスワード、および資料をお送します。メールが届かない場合は、お手数ですが、事務局までお問い合わせください。

(3) 事前に接続テストを希望される場合は、申込フォームにテスト接続希望の有無をご入力ください。こちらからテスト接続について連絡をさせていただきます。

(4) 1つのメールアドレスで複数人ご参加いただけますが、1人1台の機器を使用して参加される場合は個々でお申込みください。

(5) 本セミナーは、講義録画の配信のため、セミナー時間内には質疑応答時間を設けません。セミナー受講時の質問については、セミナー終了後のアンケートにて受付ます。

12 問い合わせ先

(社福) 広島県社会福祉協議会 福祉人材課 (担当：山本・阿村)

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2

TEL 082-254-3415 FAX 082-256-2228

E-Mail jinzai@hiroshima-fukushi.net